（様式第８）

＜全県統一管理番号＞

　　　　　年 月 日

福島県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名

※共同申請の場合は連名

ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業補助金に係る

補助事業実績報告書

ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業補助金交付要綱第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）

　　　　ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業

　　　　（令和　年　月　日交付決定）

２．事業期間

　　　　開始　　　　　　　年　　月　　日

　　　　終了　　　　　　　年　　月　　日

３．実施した補助事業の概要

（１）小規模企業者等名

（２）事業名

（３）事業の具体的な取組内容

（４）事業成果（概要）

（５）事業経費の状況

　　　・経費支出管理表（別紙３）

　　　・支出内訳書（別紙４）

（６）本補助事業がもたらす効果等

（７）本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

（別紙３）【様式第８：実績報告書に添付】

**経費支出管理表**

**１．小規模企業者等名　：**

**２．番　　　　　　号　：**

**＊交付決定通知の右上に記した番号を記入してください**

**３．交 付 決 定 日：**

**＊交付決定通知書右上に記した日付を記入してください**

**４．小規模企業者等区分：**

**＊「課税事業者」・「免税事業者」・「簡易課税事業者」**

**のいずれに該当するか選択します**

＊本支出管理表は、実績報告書や経費支出に係る証ひょう書類送付する際に、あわせてご提出をお願いします。

また、送付する際には必ず証ひょう番号ごとに整理してください。

（証ひょう番号ごとに整理ができていない場合には、いったん全て返送し、再度整理をご依頼することがあります。）

＊「交付決定日」以後に「申込or発注or契約」を行い、「補助事業実施期限」までに支払（原則銀行振込、あるいは現金支払に限る）を終えた経費が、補助対象です。

（ただし、展示会への出展や研修会等の受講については交付決定前の申込みでも、請求書の受領が交付決定後であれば、補助対象となります。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証ひょう番号 | 費目 | 実際の支出金額  （消費税込額） | 実際の支出金額のうち補助対象経費として計上できる額 | 発注・申込・契約日 | 支払日 | 支払先 | 支出内容 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | |  |  |  |  |  |  |

（別紙４）【様式第８：実績報告書に添付】

支出内訳書

小規模企業者等名：

番　　　　　　号：

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 補助対象経費 |
| １．機械装置等費 |  |
| ２．広報費 |  |
| ３．展示会等出展費 |  |
| ４．旅費 |  |
| ５．開発費 |  |
| ６．雑役務費 |  |
| ７．借料 |  |
| ８．専門家謝金 |  |
| ９．専門家旅費 |  |
| 10．委託費 |  |
| 11．外注費 |  |
| 12．資料購入費 |  |
| 13．受講料 |  |
| 14．取替・処分費 |  |
| 補助対象経費合計（上記1.～15.の合計） |  |
| （１）補助対象経費合計の  ４分の３（３分の２）の金額  （円未満は切り捨て） |  |
| （２）交付決定通知書記載の補助金の額  （計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額） |  |
| （３）交付を受ける補助金額（精算額）  （（１）または（２）のいずれか低い額） |  |

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

**※補助上限及び補助率は、以下のとおり。**

**○円滑な事業承継タイプ　３／４　　　（上限５０万円）**

**○デジタル化（DX）・ニューノーマル対応タイプ　３／４　 （上限３０万円）**

**○創業後の経営安定化タイプ　２／３　 （上限３０万円）**

**○販路開拓タイプ　２／３ 　　　　　　（上限３０万円）**